（許可の基準等）

第二条　法第七条第一項第三号の内閣府令で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人とする。

2　（略）

（許可の欠格事由）

第二条の二　法第八条第一号の内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により養子縁組あっせん事業の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（手数料等）

第三条　法第九条第一項の内閣府令で定める手数料の種類は、次のとおりとする。

一～三　（略）

2～5　（略）

（変更の届出）

第五条　法第十三条第一項の内閣府令で定めるものは、民間あっせん機関が取次機関を利用しなくなった場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容とする。

2　（略）

3　法第十三条第一項の内閣府令で定める書類は、新設する事業所に係る法第六条第三項第三号に掲げる書類並びに第一条第五項第三号及び第四号に掲げる書類とする。ただし、民間あっせん機関が養子縁組あっせん事業を行っている他の事業所の養子縁組あっせん責任者を当該新設する事業所の養子縁組あっせん責任者として引き続き選任したときは、同項第三号に掲げる書類を添付することを要しない。

4・5　（略）

（帳簿）

第七条　法第十八条の内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。

一～四　（略）

2・3　（略）

（業務の質の評価等）

第九条の二　法第二十一条第一項の評価機関（以下この条において「評価機関」という。）は、次に掲げる基準に適合するものとして内閣総理大臣が指定する者とする。

一～五　（略）

2　内閣総理大臣は、評価機関が前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の指定を取り消すことができる。

3　評価機関による法第二十一条第一項の評価の基準は、こども家庭庁支援局長が定めるものとする。

4・5　（略）

（養親希望者による養子縁組のあっせんの申込み等）

第十条　法第二十四条第二項第五号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

2・3　（略）

（児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等）

第十一条　（略）

2　法第二十五条第二項第六号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（許可の基準等）

第二条　法第七条第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人とする。

2　（略）

（許可の欠格事由）

第二条の二　法第八条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により養子縁組あっせん事業の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（手数料等）

第三条　法第九条第一項の厚生労働省令で定める手数料の種類は、次のとおりとする。

一～三　（略）

2～5　（略）

（変更の届出）

第五条　法第十三条第一項の厚生労働省令で定めるものは、民間あっせん機関が取次機関を利用しなくなった場合における当該取次機関の名称、住所及び事業内容とする。

2　（略）

3　法第十三条第一項の厚生労働省令で定める書類は、新設する事業所に係る法第六条第三項第三号に掲げる書類並びに第一条第五項第三号及び第四号に掲げる書類とする。ただし、民間あっせん機関が養子縁組あっせん事業を行っている他の事業所の養子縁組あっせん責任者を当該新設する事業所の養子縁組あっせん責任者として引き続き選任したときは、同項第三号に掲げる書類を添付することを要しない。

4・5　（略）

（帳簿）

第七条　法第十八条の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一～四　（略）

2・3　（略）

（業務の質の評価等）

第九条の二　法第二十一条第一項の評価機関（以下この条において「評価機関」という。）は、次に掲げる基準に適合するものとして厚生労働大臣が指定する者とする。

一～五　（略）

2　厚生労働大臣は、評価機関が前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の指定を取り消すことができる。

3　評価機関による法第二十一条第一項の評価の基準は、厚生労働省子ども家庭局長が定めるものとする。

4・5　（略）

（養親希望者による養子縁組のあっせんの申込み等）

第十条　法第二十四条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

2・3　（略）

（児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等）

第十一条　（略）

2　法第二十五条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）